

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)を送付します

関国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

8月1日(木)から使用できる国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)を7月に簡易書留で送付します。

70~74歳の人に交付する高齢受給者証について、これまでは国民健康保険被保険者証と別々でしたが今回から一体化します。なお、70歳未満の人に交付する保険証に変更はありません。

7月まで

70~74歳の保険証

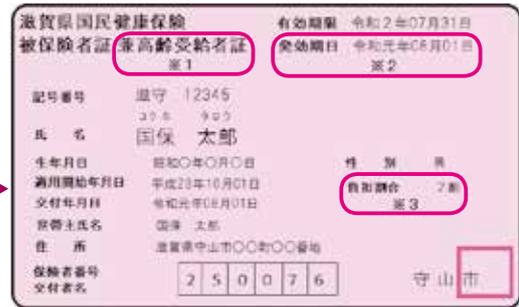


被保険者証



高齢受給者証

8月から



- ※1 「兼高齢受給者証」と入ります
- ※2 負担割合の発効期日が入ります
- ※3 負担割合が記載されます

後期高齢者医療制度のお知らせ

● 保険証を送付します

8月1日(木)から使用できる後期高齢者医療保険被保険者証を7月に簡易書留で送付します。

● 保険料の通知を送付します

今年度の後期高齢者医療保険の医療保険料額決定通知を7月に送付します。

広報4月1日号に掲載したとおり、世代間の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めため、4月より保険料の一部改正が行われています。詳しくは決定通知書に同封のチラシをご覧ください。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の更新

医療機関の窓口にて提示することで支払額が限度額まで(非課税世帯の人は入院時の食事代が減額)となる限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証(以下限度額証)の更新手続きを行います。

● 後期高齢者医療保険の被保険者で、住民税が非課税世帯の人または住民税課税所得が145万円(690万円未満の人)

甲 後期高齢者医療保険被保険者証と印鑑を持参し、左記へ申し込み。

他 7月31日まで有効の限度額証を持ち、8月以降も該当する人は7月に被保険者証とともに送付します(申請不要)。

関国保年金課

☎・☎(582)1120 ☎(582)1138
 県後期高齢者医療広域連合
 ☎(522)30013 ☎(522)30023

令和元年度国民年金保険料免除・猶予の申請

国民年金保険料の納付が困難な人を対象に保険料免除または猶予の申請を受け付けています。免除または猶予が受けられるかどうかは、日本年金機構の審査を経て決定されます。

対象期間

令和元年7月分〜令和2年6月分

特 印鑑・年金手帳、マイナンバーがわかるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とした申請や別世帯の人が代理で申請する場合は別途書類が必要です。詳しくは左記へお問い合わせください。

甲 国保年金課または日本年金機構

構草津年金事務所へ申請。

関国保年金課

☎・☎(582)1120
 ☎(582)1138
 日本年金機構構草津年金事務所
 ☎(567)22200
 ☎(562)9638

